

落札後の手続きについて

1. 落札決定の通知

開札後、落札者（最高価入札者）となった方へメールを送信し、今後の手続きなどについてお知らせします。

このメールは開札日に送信します。入札された ID でログインした物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には下記連絡先にお問い合わせください。

〔連絡先〕

山県市教育委員会 学校教育課

電話 0581-22-6844

2. 必要書類の提出

落札後に提出していただく書類は下記のとおりです。必要書類は郵送（郵送料は落札者の負担）もしくは直接山県市へ持参してください。

なお、契約締結期限は決まっており、KSI 官公庁オークションホームページ上および市ホームページにおいて公表しています。期限までに契約書及び必要書類を提出してください。

【提出書類】

①売買契約書 2部

山県市から送付します。住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入、押印（印鑑証明印）してください。

②住民票抄本（法人の場合は、商業登記簿謄本） 1通

発行3箇月以内のものに限ります。コピー不可。

③印鑑登録証明書 1部

発行3箇月以内のものに限ります。コピー不可。

④契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（様式2） 1部

山県市から送付します。申し込み時に納付していただいた入札保証金は、契約保証金に全額充当します。また契約保証金は、売買代金の一部として充当しますので、住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入、押印（印鑑証明印）してください。

3. 売買代金の納付

納付する売買代金は落札額から契約保証金を差し引いた金額になります。

売買代金は、売買代金納付期限までに売買代金の全額を山県市が確認できることが必要です。なお、売買代金納付期限は決まっており、KSI 官公庁オークションホームページお

よび市ホームページにおいて公表しています。

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

ア. 山県市が用意する納付書による納付

イ. 山県市が指定する口座に銀行振込

売買代金納付期限までに山県市が売買代金の納付を確認できない場合、落札者はその物件を買い受けることが出来なくなり、契約保証金（入札保証金）は山県市に帰属します。

山県市が売買代金の納付を確認したときに、所有権は、落札者に移転します。

4. 引渡し

落札された車両は、売買代金完納時の現状有姿での引渡しになります。引渡し後の不調や故障について、一切補償できません。

売買代金完納後、引渡しを受けるまで保管を山県市に依頼する場合は、「保管依頼書（様式3）」を提出してください。引渡しまでの間に、市の責任によらない破損や焼失等が起こった場合、市に対する売買代金減免等の請求はできません。

引渡しの日時については、山県市と協議し決定します。山県市が指定した場所で引渡しの際に、「市有財産受領書（自家用車用）（様式4）」を提出してください。

落札者は、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等（軽自動車の場合は、軽自動車検査協会）に当該車両を持ち込んで、手続きをする必要があります。一時抹消のままで、車両を保管しないでください。

譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にすることはできません。

一時抹消登録済みですので、引渡し時に自走する場合は、仮ナンバーが必要となります。また、輸送する場合は、落札者において手配し、費用をご負担ください。

引渡しが代理人の場合は、委任状（様式5）及び本人確認書類が必要となります。

必要書類

①市有財産等受領書（自家用車用）（様式4）

山県市から送付します。落札者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入、押印（印鑑証明印）して引渡し時に提出してください。

②本人確認書類（運転免許証、パスポート等の公的身分証明書） ※コピー不可

（代理人の場合は代理人の本人確認書類が必要です。）

③委任状（様式5）※引渡しが代理人の場合のみ

法人であって、従業員の方が手続きをされる場合にも委任状を提出してください。